

令和3年8月31日

令和4年度の財政投融资計画要求書

(機関名：独立行政法人日本学生支援機構)

1. 令和4年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和4年度 要 求 額	令和3年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	5,857	6,209	△352	△ 5.7
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	5,857	6,209	△352	△ 5.7

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和4年度末 残高(見込)	令和3年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	63,878	64,297	△419	△ 0.7
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	63,878	64,297	△419	△ 0.7

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分		令和4年度 要 求 額	令和3年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		6,233	6,861	△627
(内訳)	第一種学資貸与金（財投活用分）	28	28	—
	第二種学資貸与金	6,205	6,832	△627

資金計画

(単位：億円)

区 分		令和4年度 要 求 額	令和3年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		6,233	6,861	△627
(財源)	財政投融资	5,857	6,209	△352
	財政融資	5,857	6,209	△352
	産業投資	—	—	—
	政府保証	—	—	—
	自己資金等	376	652	△275
	一般会計補給金	1	1	0
	一般会計交付金	2	2	—
	一般会計補助金	78	39	39
	財投機関債	1,200	1,200	—
	民間借入金	2,698	2,056	642
	貸付回収金	6,036	6,049	△14
	借入金等償還	△9,831	△8,271	△1,560
	その他	192	△425	617

財政投融资を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：独立行政法人日本学生支援機構)

<官民の役割分担・リスク分担>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

奨学金貸与事業は、日本国憲法第26条において、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」とされており、教育基本法第4条第3項において、「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない」とその必要性が定められていることから、国が責任をもって確実に実施すべき施策である。

一方、民間金融機関が実施する教育ローンは、主に資力のある家計支持者が貸付対象者であることや収益を生むための金利を付加しなければならないなど、信用力・担保力等の基盤が弱い学生等に対しては対応が困難な融資である。

奨学金貸与事業においては、意欲と能力のある学生等が、経済的理由により進学等を断念することのないよう、安心できる環境を整備することが重要であり、財政融資資金を活用することで、長期・低利の資金で奨学金貸与事業を安定的かつ効果的に運営していく必要がある。

2. 官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行っているか。

民間奨学財団で実施する奨学金事業は、近年の奨学金希望者の増加等に対応した十分な規模とは言えず、また、民間金融機関等においては、主に資力のある家計支持者が貸付対象者であることや収益を生むための手数料等に係る負担が大きいことなど、教育の機会均等の確保や人材育成の観点から十分なものとなっていない。

なお、当機構の奨学金貸与事業の実施にあたっては、返還誓約書の提出時期の早期化（卒業時→採用時）、貸与期間中における適格認定等により、奨学生のモラルハザードを防止し、国が責任を持って実施すべき施策として教育的配慮に基づき事業を行っている。

<対象事業の重点化・効率化>

3. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

当機構では、国の施策としての奨学金貸与事業の目的に基づき、信用力・担保力の基盤が弱い学生等に対し、低利※な貸付を行い、長期にわたって回収するという民間では十分ではないサービスを提供するとともに、貸与期間中における適

格認定、返還時における病気・災害・経済的理由等による返還期限猶予、減額返還、死亡・心身障害における返還免除といった、教育的配慮に基づく制度を設けている。

※有利子奨学金の貸与利率（令和3年3月貸与終了者）

利率固定方式：0.268%、利率見直し方式：0.004%

一方、貸付金の回収については、①返還誓約書の提出時期の早期化（卒業時→採用時）、②返還者等の相談に対応するコールセンターの運営、③返還困難者に対する返還期限猶予制度・減額返還制度の適用及び制度の改善充実、④初期延滞債権等の全面的な回収業務委託、⑤法的措置の早期化（延滞12か月以上の者→9か月以上の者）、⑥住所調査の徹底、⑦延滞者の多重債務化防止のための個人信用情報機関の活用等、返還できる者からは返還金を適切に回収するための各種施策を講じている。

<財投計画の運用状況等の反映>

4. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融资の要求内容にどのように反映しているか。

令和2年度においては、新規返還者（3月卒業生）からの早期の繰上返還実績等を勘案し、財政投融资295億円の運用残が生じた。令和4年度においては、令和2年度の実績を踏まえ、引き続き貸与基準を満たす奨学金希望者全員に貸与することができる適切な事業規模となるよう必要な経費を十分に精査しており、奨学金貸与事業の着実な実施を図るための財政融資資金を要求している。

円滑な事業を実施するためには確実な財源確保が必要であることから、返還金及び財投機関債等による自己資金の額を十分に精査している。

また、過去の实地監査による指摘を踏まえた機関保証制度の適切な運用や法的処理の着実な実施等を含め、①返還誓約書の提出時期の早期化（卒業時→採用時）、②返還者等の相談に対応するコールセンターの運営、③返還困難者に対する返還期限猶予制度・減額返還制度の適用及び制度の改善充実、④初期延滞債権等の全面的な回収業務委託、⑤法的措置の早期化（延滞12か月以上の者→9か月以上の者）、⑥住所調査の徹底、⑦延滞者の多重債務化防止のための個人信用情報機関の活用等、返還できる者からは返還金を適切に回収するための各種施策を講じている。

（参考：過去3カ年の財政投融资の運用残額）

	30年度	元年度	2年度
運用残額	86億円	220億円	295億円
運用残率	1.2%	3.3%	4.5%

<その他>

5. 上記以外の特記事項

特になし

（注）「運用残率」は、改定後現額（改定後計画＋前年度繰越）に対する運用残額の割合（％）。

財 投 機 関 債 に つ い て

(機関名：独立行政法人日本学生支援機構)

1. 令和4年度における財投機関債の発行内容

第二種学資貸与金の財源として、民間資金の調達予定額の増加を踏まえ、在学中の利息負担の軽減等を図るため、安定的な資金調達及び金利リスクの分散の観点から財投機関債（日本学生支援債券）の発行を予定。

- (1) 発行予定額 1,200 億円
- (2) 発行形態 一般担保付き債券（コーポレート型）とする

(参考) 令和3年度における財投機関債の発行予定額・発行形態等

- (1) 発行予定額 1,200 億円
- (2) 発行形態 一般担保付き債券（コーポレート型）とする

2. 要求の考え方

債券発行に係るコストの抑制、及び安定消化等の観点から、2年債を発行する予定。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：独立行政法人日本学生支援機構)

「経済財政運営と改革の基本方針2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」に盛り込まれた事項に関する要求内容

・「成長戦略フォローアップ」に盛り込まれた「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中でも大学等での学びを継続するため、学生等へ必要な支援を行う」を踏まえ、高等教育の修学支援新制度を確実に実施するために、これと一体的に行う有利子奨学金及び無利子奨学金事業についても貸与基準を満たす希望者全員への貸与を確実に実施する。このために、有利子奨学金については、6,205億円の事業規模を要求。また、無利子奨学金についても、28億円の事業規模を要求。

なお、令和3年度貸与終了予定者が在学中に借り入れた無利子奨学金（財投活用分）、有利子奨学金の借換等として、財政融資資金5,857億円を要求。

【参考】

■成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定）

4. 「人」への投資の強化

(7) ギガスクール構想の推進による個別最適な学びや協働的な学びの充実

ii) 大学等におけるSociety5.0時代に向けた人材育成

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中でも大学等での学びを継続するため、学生等へ必要な支援を行うとともに、「新たな日常」における質の保障を前提とした高等教育システムにおいて、教育再生実行会議の提言等を踏まえ、学修管理システム（LMS）や遠隔・オンライン教育の活用等教育のデジタル化を進めるとともにデータ駆動型の教育への転換を図り、個別最適な学修を実現していくなどWell-beingを踏まえた新たな大学教育の構築に向けた必要な検討と環境整備を進める。

財政投融资の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：独立行政法人日本学生支援機構）

1. 政策的必要性

当機構において実施している奨学金貸与事業は、教育の機会均等に寄与し、次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資することを目的とするものである。

奨学金貸与事業は、大学等への進学率の高まり等に伴う奨学金希望者の増加に対応するため、昭和18年度から実施している制度である。当初は、一般会計からの借入金を貸与財源とする無利子奨学金のみであったが、国の厳しい財政事情を勘案すると一般会計からの借入金のみでは限界があるため、量的拡大を図り、教育の機会均等に寄与することを目的として、昭和59年度から、財政融資資金を活用する有利子奨学金が、新たに創設された。

有利子奨学金は、平成11年度において、意欲と能力のある学生等を積極的に支援する観点から、事業の抜本的な拡充を行い、近年においては貸与基準を満たす奨学金希望者全員に貸与できている状況である。また、本奨学金については、制度創設時より、学生等の過度な経済的負担を軽減する観点から、比較的授業料の高額な分野に限り、基本貸与月額に一定の額を増額して貸与する増額貸与制度を設けるとともに、入学時等の需要に対応した奨学金制度の創設、法科大学院の創設に対応した整備、海外留学する者に対する支援など学生等のニーズ、我が国の国際競争力の強化、グローバル化した社会で活躍できる人材育成といった社会的要請等を踏まえ、逐次、整備・充実に努めてきたところである。

一方、奨学金貸与事業開始時から行っている無利子奨学金については、従来から特に優れた学生等を対象に一般会計借入金等を原資として事業を実施してきたところであるが、財源の関係から、無利子奨学金の貸与基準を満たしているにも関わらず、貸与できない者（残存適格者）が存在していた。こういった状況を改善するため、平成29年度予算において、残存適格者の解消や安心して学ぶことができる環境整備の一環として、低所得世帯の学生への成績基準を実質的に撤廃し、貸与の対象範囲を拡大してきた。

これらの制度については、今後とも次代を担う意欲と能力のある学生等が経済的理由により進学等を断念することなく、安心して学べるよう、令和4年度も継続することとしたい。

2. 民業補完性

奨学金貸与事業は、日本国憲法第26条において、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」とされており、教育基本法第4条第3項において、「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない」とその必要性が定められていることから、国が責任をもって確実に実施すべき施策である。

一方、民間金融機関が実施する教育ローンは、主に資力のある家計支持者が貸

付対象者であることや収益を生むための金利を付加しなければならないなど、信用力・担保力等の基盤が弱い学生等に対しては対応が困難な融資である。

奨学金貸与事業においては、意欲と能力のある学生等が、経済的理由により進学を断念することのないよう、安心できる環境を整備することが重要である。このためには、一般会計を活用した無利子奨学金を優先しつつ、財政融資資金を活用することで、奨学金貸与事業を安定的かつ効果的に運営していく必要がある。

3. 有効性

奨学金貸与事業は、昭和18年度に旧大日本育英会がその事業を開始して以来、教育の機会均等と我が国の発展を支えてきた人材の育成に大きく貢献するなど、重要な教育施策としての役割を果たしてきた。

また、1. の政策的必要性にも記載したように、昭和59年度からは、財政融資資金を活用した有利子奨学金制度が創設され、平成11年度には、意欲と能力のある学生等を積極的に支援する観点から、事業の抜本的な拡充が行われてきたところである。

こういった事業の拡充等により、無利子と有利子の奨学金を適切に活用することで財源的な課題に対応しつつ、近年では貸与基準を満たす希望者全員に奨学金を貸与できる環境整備が進んでいることから、意欲と能力のある学生等の修学機会を確保するとともに、経済的な心配をすることなく、勉学に専念できる環境を整備するなどの効果が得られており、高等教育機関への進学率の向上及び次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に大きく貢献しているものと考えられる。

また、その結果として、あらゆる分野で優れた人材を多く輩出し、我が国の産業・経済社会の発展を支えることで極めて大きな社会的便益を与えてきたものと考えられる。

4. その他

貸付金の回収については、償還確実性を担保するため、①返還誓約書の提出時期の早期化（卒業時→採用時）、②返還者等の相談に対応するコールセンターの運営、③返還困難者に対する返還期限猶予制度・減額返還制度の適用及び制度の改善充実、④初期延滞債権等の全面的な回収業務委託、⑤法的措置の早期化（延滞12か月以上の者→9か月以上の者）、⑥住所調査の徹底、⑦延滞者の多重債務化防止のための個人信用情報機関の活用等、返還できる者からは返還金を適切に回収するための各種施策を講じている。

なお、当機構の業務運営の仕組み上、効率的な運営を行っても不足する事務コストについては運営費交付金が、貸付・借入の利子の逆ざやについては育英資金利子補給金がそれぞれ一般会計から措置されており、加えて死亡・心身障害等により返還免除した債権、本人・連帯保証人及び保証人に対する請求及び督促等適正な債権管理を行った上で破産等により発生する回収不能債権を補填するための経費として、一般会計からの補助金（育英資金返還免除等補助金）により償却財源を補填する仕組みとなっており、償還確実性は担保されているものとする。

2 年度決算に対する評価

(機関名：独立行政法人日本学生支援機構)

1. 決算についての総合的な評価

無利子奨学金（財投活用分）事業については、貸与残高が310億円となった。これに対応する財政融資資金借入金残高は199億円、民間資金借入金残高は119億円となった。

有利子奨学金事業については、貸与残高が6兆6,747億円となった。これに対応する財政融資資金借入金残高は6兆4,031億円、財投機関債残高は2,400億円、民間資金借入金残高は1,109億円となった。

平成20年度において、理財局実地監査での指摘事項を踏まえ、自己査定基準及び償却・引当基準を企業会計原則における原則的な方法である債務者毎の債権管理に基づく新たな算定方法に見直したところであるが、引き続き、回収率の向上（※1）を図り、返還金口座振替制度への加入促進（※2）、法的措置を前提とした請求及び督促の強化・充実、機関保証制度の活用（※3）など返還金回収促進策を引き続き実施している。

（※1）当年度回収率

	元年度	2年度
無利子	98.1%	98.5%
有利子	96.7%	97.4%

（※2）振替口座加入率

	元年度	2年度
無利子	97.9%	98.1%
有利子	98.2%	98.2%

（※3）機関保証制度選択率

	元年度	2年度
無利子	53.4%	55.2%
有利子	54.4%	55.5%

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

無利子奨学金（財投活用分）事業		（単位：億円）		
		元年度決算額	2年度決算額	増減
○資産	流動資産	271	317	46
	固定資産	0	1	0
○負債	流動負債	195	129	△67
	固定負債	76	189	113
○純資産	資本金	-	-	-
	剰余金	-	-	-

有利子奨学金事業		（単位：億円）		
		元年度決算額	2年度決算額	増減
○資産	流動資産	67,310	67,122	△188
	固定資産	769	675	△94
○負債	流動負債	8,829	8,499	△331
	固定負債	59,064	59,090	26
○純資産	資本金	0	0	-
	剰余金	185	208	23

（注）それぞれ四捨五入しているため計数において必ずしも一致しない。

期中における増減についての主な要因は下記のとおり。

○資産	流動資産	無利子奨学金（財投活用分）の増及び有利子奨学金の新規貸付の減
	固定資産	未収財源措置予定額の減
○負債	流動負債	一年以内返済予定長期借入金の減
	固定負債	長期借入金の増

(2) 費用・収益の状況

無利子奨学金（財投活用分）事業		（単位：億円）		
		元年度決算額	2年度決算額	差額
○費用	経常費用	0	0	0
	当期純利益	-	-	-
○収益	経常収益	0	0	0
	臨時利益	-	-	-
	当期純損失	-	-	-

有利子奨学金事業		（単位：億円）		
		元年度決算額	2年度決算額	差額
○費用	経常費用	288	537	248
	当期純利益	21	23	2
○収益	経常収益	309	524	214
	臨時利益	-	36	36
	当期純損失	-	-	-

(注) それぞれ四捨五入しているため計数において必ずしも一致しない。